

# 美しい川を守り継ぐ

■市内15カ所にある河川などの水質検査結果をお知らせします。  
身近な河川の状態を知り、わたしたちの手で美しい川を守り継いでいきましょう。

## 串間市の河川などの状況

串間市では、市内15カ所での河川などの水質を測定しています。平成7年度から28年度までの主な年度のBOD（生物学的酸素要求量・微生物が水中の有機物を分解するとき

消費する酸素量とされ、この値が大きいほど水が汚れている）をグラフで紹介しています。平成28年度の数値では天神川がBOD2・4mg/ℓと、環境基準値（2mg/ℓ）を上回っていますが、多くの箇所では年々水質は改善傾向にある

消費する酸素量とされ、この値が大きいほど水が汚れている）をグラフで紹介しています。平成28年度の数値では天神川がBOD2・4mg/ℓと、環境基準値（2mg/ℓ）を上回っていますが、多くの箇所では年々水質は改善傾向にある

ります。市民の皆さんの「意識の変化」の表れだと思えます。しかし、まだ生活排水は十分に処理されているとは言えないため、各家庭から出される生活排水の処理が水質保全の要となります。

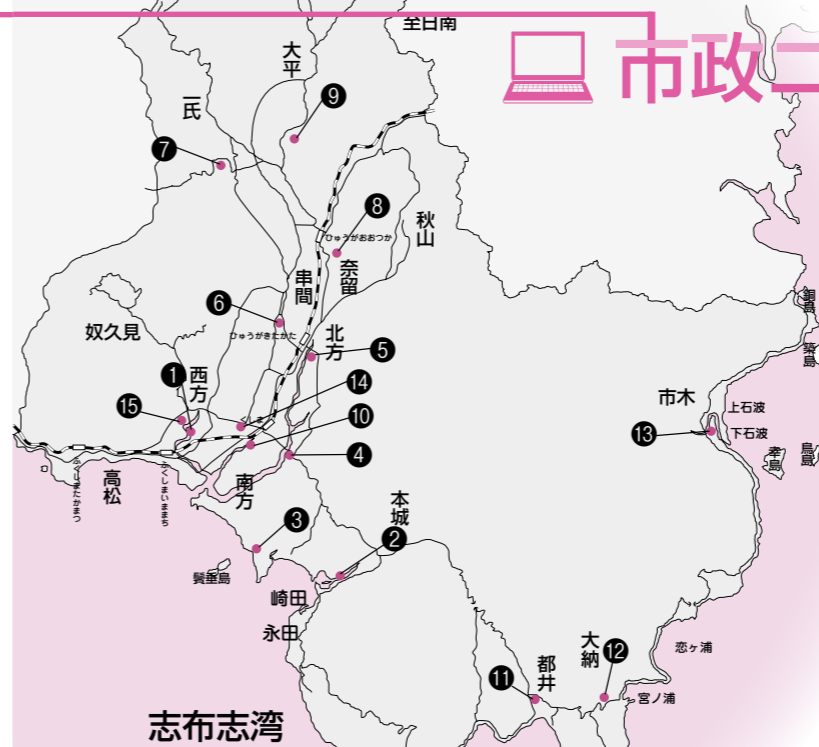
## わたしたちでできること

美しい川を守るためにわたしたちができることは、汚れた生活排水を川に流さないことです。

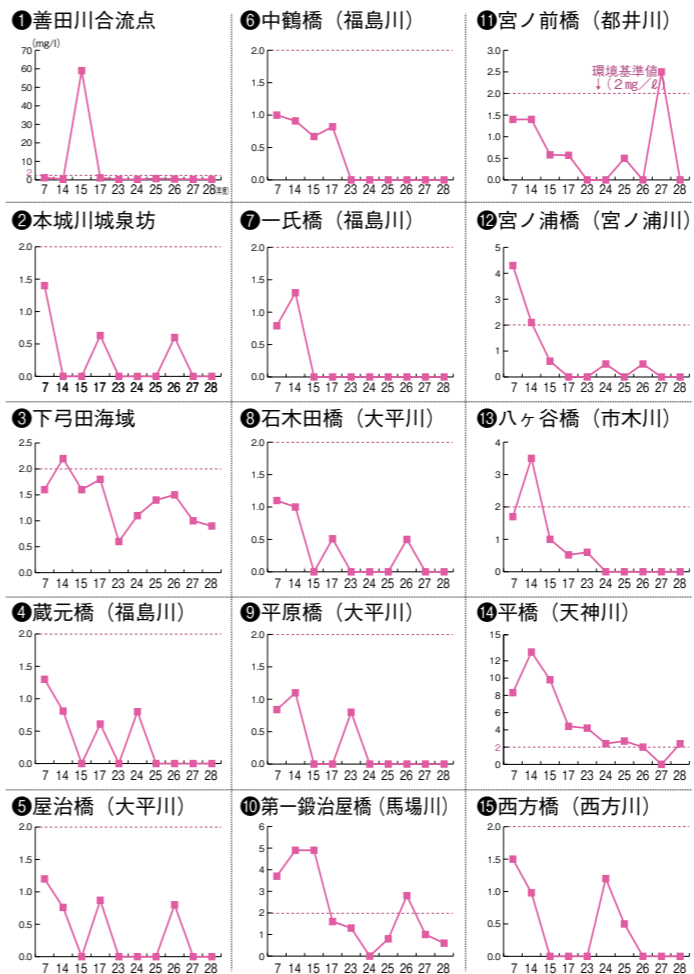
くみ取り処理や単独浄化槽処理から合併浄化槽処理への

切り替え、または公共下水道・農業集落排水への接続によって排水の汚れを8割以上カットすることが出来ます。ほかにも、油を流さないために皿やフライパンの油は紙で拭き取って流さない、米のとぎ汁を庭の花にかけるといった工夫をすることが河川の浄化につながります。

皆さんのご協力をお願いいたします。  
問い合わせ先 市民生活課 生活環境係 ☎内線253



グラフは基準値(BOD2mg/ℓ)を表示するため、掲載されるものは調査地点によってはグラフの線の推移がわかりにくいものもあります。縦軸はBOD、横軸は年度です。※ただし、⑨下弓田の縦軸はCODになります。



※環境基準（県が目標と定める水質基準と水域）  
 ● 福島川上流一赤池滝より上流。BOD 1mg/ℓ以下。  
 ● 福島川下流一赤池滝より下流。福島川に流入する初田川、善田川および西方川を含む。BOD 2mg/ℓ以下。①④⑥⑦⑩⑫  
 ● 大平川上流一末広橋より上流。BOD 1mg/ℓ以下。  
 ● 大平川下流一末広橋より福島川合流点まで。大平川下流に流入する奈留川および秋山川を含む。BOD 2mg/ℓ以下。③④⑤  
 ● 串間地先海域一下弓田海域付近。COD 2mg/ℓ以下。⑨  
 ● ①②③については、目安としての基準を表示。  
 ● ⑧下弓田海域のみCOD（化学的酸素消費量）を表示。  
 ● ⑬H24年度以前は松清橋で採水。H25年度以降は工事の関係上平橋で採水。



65歳から74歳の方のうち、一定の障がいをお持ちの方は、「障がい認定」を受けることにより、今まで加入していた医療保険（国民健康保険や健康保険組合、協会けんぽ、共済組合など）から脱退し、後期高齢者医療制度に加入することができます。障がい認定を受け、後期高齢者医療に加入する場合、病院窓口での負担や保険料が軽くなります。

また、74歳までであれば後期高齢者医療制度加入後、ご本人の申請により、将来に向かって撤回することができます。この場合、国民健康保険、健康保険組合などに加入することになります。

## 一定の障がいとは？

次のいずれかに該当する方が対象となります。

- ・身体障がい者手帳の1～3級をお持ちの方
- ・身体障がい者手帳の4級をお持ちの方で、音声障がい、言語障がい、下肢障がいの一部の方

# 後期高齢者医療制度の障がい認定をご存知ですか

65歳から74歳で一定の障がいをお持ちの方は、後期高齢者医療制度を選択できます。

- ・療育手帳Aを持っている方
- ・精神障がい者保健福祉手帳の1級、2級を持っている方

## 加入する上での異なる違い

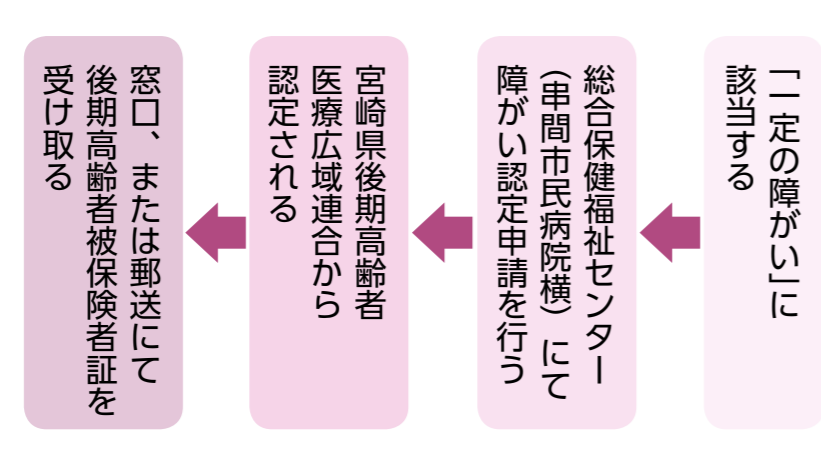
- ① 医療費の窓口における負担割合  
病院にかかった際に窓口で負担していた割合（負担割合）が、原則1割になります（一定以上の所得がある方については3割になります）。
- ② 保険料  
後期高齢者医療制度では、対象となる被保険者一人ひとりが保険料を納めることとなります。詳細については窓口かお電話にてお問い合わせください。

## 加入申請に必要なもの

- ・加入申請対象者の方の障がいの程度を証明する手帳など（身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳、年金証書のいずれか）
- ・現在お使いの健康保険被保険者証
- ・個人番号の分かるもの（マイナンバーカード、通知カードなど）
- ・認め印鑑

## 障がい認定申請の流れ

障がい認定の申請は任意です。申請しなければならぬというものではありません。また、75歳になるまではいつでも申請することができます。



申請窓口および問い合わせ先  
 総合保健福祉センター  
 医療介護課医療保険係（⑤番窓口）  
 ☎72-0333（内線515）